

告 示

埼玉県告示第三百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人R J対話の会

三 代表者の氏名

梅崎 薫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市平方千八百九十二番地三十六

五 定款に記載された目的

この法人は、修復的正義（Restorative Justice 以下、R Jと略す）の理念「地域から誰も排除しない」に基づき、子どもから大人まで、広く一般市民を対象に、家族や親しい周囲の人々との間で損なわれた関係を正し築き直し、お互いを尊重して話し合う「R J対話の会」を通して、その関係の回復を支援する。修復的正義の理念を普及啓発し、誰もが地域で安心して暮らし続けるために必要な成年後見事業を実施して、特に、弱い立場におかれやすい障がいや病気をもつ人、子ども、女性、高齢者などの権利擁護を推進することを目的とする。